

2022年度 第6回合同心療専門医認定審査の実施について

第6回の申請については、医師歴6年以上の新専門医制度の内科専門医が誕生しますので要件に加え、また研修歴を緩和いたします。

(合同心療内科専門医制度委員:2022年4月12日決議事項)

第6回合同心療内科専門医認定審査の申請に関する緩和措置について

◀ 申請緩和事項 ▶

- 1) 申請時において日本内科学会認定内科医(あるいは総合内科専門医)または、新内科専門医の資格を有すること。
※2022年度受験予定の場合も申請可とする。ただし、承認は、認定試験の合格を確認した後とする。
- 2) 心療内科専門医研修施設で3年以上の研修歴があること。
※非常勤の場合は、心療内科専門医研修施設で5年以上の研修歴があること
※※上記の研修歴の条件に満たない場合は、指導医の推薦状(様式自由)を添付することで申請可とする。
- 3) 心療内科学臨床に関する学術論文が3編以上あること。
- 4) 心療内科学臨床に関する学会発表は3回以上あること。
3).4)については、緩和処置につき、2022年6回については申請不要とする。
- 5) 申請書は【様式①-1、①-2】のみ、6月10日(金)までに提出。その他の書類は、8月31日(水)を提出期限とする。(消印有効)
※【様式②③】については、緩和措置につき、申請不要とする。
- 6) 日本心身医学会主催の「心身医学講習会」について、受講していなくても申請可。ただし、なるべく早い時期に受講していただくことが条件となる。

- ・症例の詳細な病歴要約5例は現状のまま
- ・経験症例の30症例のリストも現状のまま

◎第5回認定審査実施については、会告をご参照ください。